

令和5年度住民税均等割非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

低所得者世帯支援給付金 (低所得者子育て世帯支援給付加算金)のご案内について

- この給付金は、令和5年度の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加支給分)(1世帯あたり7万円)」または「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(1世帯あたり10万円)」のいずれかの給付金の支給対象となる世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、児童1人あたり5万円を追加で給付するものです。
- 給付金を受給するには、確認や手続きが必要です。

給付金の支給額 児童1人あたり5万円

給付金の支給対象世帯と手続き

支給対象となる世帯(①、②の両方に該当する世帯)

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加支給分)(1世帯あたり7万円)または住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(1世帯あたり10万円)の支給対象世帯
- 令和5年12月1日(基準日)時点で世帯主と同一世帯の18歳以下(平成17年4月2日生まれ以降)の児童(※)
 ※住民票を移さずに施設に入所している児童は除きます。
 ※児童には、令和5年12月2日(基準日の翌日)から令和6年8月31日までに生まれた新生児も含まれます。ただし、この間に生まれた新生児にかかる給付金を受給するには、新生児が生まれた時点で別途給付金の申請が必要です。

◎手続き

野洲市から
低所得者世帯支援給付金(低所得者子育て世帯支援給付加算金)支給要件確認書
 が届いた世帯

野洲市から
低所得者世帯支援給付金(低所得者子育て世帯支援給付加算金)申請書
 が届いた世帯

受給のための手続きが必要です。

- 『確認書』に必要事項を記入して(口座情報を記入した場合(※)はその裏面に①口座確認書類の写しおよび、②本人確認書類の写しを貼付し)、下記の提出期限までに野洲市社会福祉課までご提出ください。

※振込先口座を変更する場合や口座情報の記載がない(口座番号欄が空欄)の場合は上記①、②の添付が必要です。

- 給付金の支給時期…市が確認書を受理した週から、おおむね2週間後の金曜日

受給のための手続きが必要です。

- 『申請書』に必要事項を記入して、①世帯全員分の令和5年度住民税課税(または非課税)証明書(※)(写し可)、②口座確認書類の写し、③本人確認書類の写しの計3点の提出書類を添付し、下記の提出期限までに野洲市社会福祉課までご提出ください。

※平成17年1月2日以降に出生した人の提出は不要です。
 なお、世帯内に住民税所得割課税者がいる場合、申請しても給付金は支給されません。

- 給付金の支給時期…市が申請書を受理した日から、おおむね1か月後

≪提出期限:令和6年8月31日(土)(消印有効)≫

口座確認書類および本人確認書類について

- 口座確認書類**…通帳またはキャッシュカードの写し
- 本人確認書類**…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート 等の写し

低所得者世帯支援給付金(低所得者子育て世帯支援給付加算金)等の「振込め詐欺」や「個人情報」の搾取にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

- 野洲市社会福祉課 低所得者世帯支援給付金窓口

TEL. 077-588-1712 FAX. 077-586-2177

受付時間 平日 9:00~17:00